

第8章 保存活用計画

第1節 保存管理の方向性と方法

1 保存管理の方向性

(1) 史跡米子城跡の実態解明

発掘調査や遺構分布調査、史料調査等、多様な調査研究を継続的に実施し、史跡米子城跡の実態解明を目指す。

(2) 史跡米子城跡の価値を表す遺構等の確実な保存

- 1) 史跡の価値を損なうことがないよう保存管理を厳密に行い、史跡米子城跡を構成する価値（石垣等）を確実に保存継承する。
- 2) 日常的な維持管理を確実に行うとともに、き損箇所等の把握を行い、修理等が必要な場合は、計画的に実施する。
- 3) 本書に定める現状変更等に関する基本方針に従い、価値の確実な保存を行う。
- 4) 発掘調査により確認された地下に埋蔵されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。
- 5) 石垣等地上に露出している遺構については、調査研究の成果に基づく適切な保存措置を行う。
- 6) 史跡指定地内における活用（イベント開催等）と史跡保存の調整を図る。
- 7) 史跡の文化財的価値の保存、歴史的景観の保全及び眺望確保の観点を前提として城内及び周辺景観に配慮した植生管理と公園機能の充実に努める。
- 8) 文化財保護法上設置を義務付けられている史跡境界標の設置を行う。

(3) その他

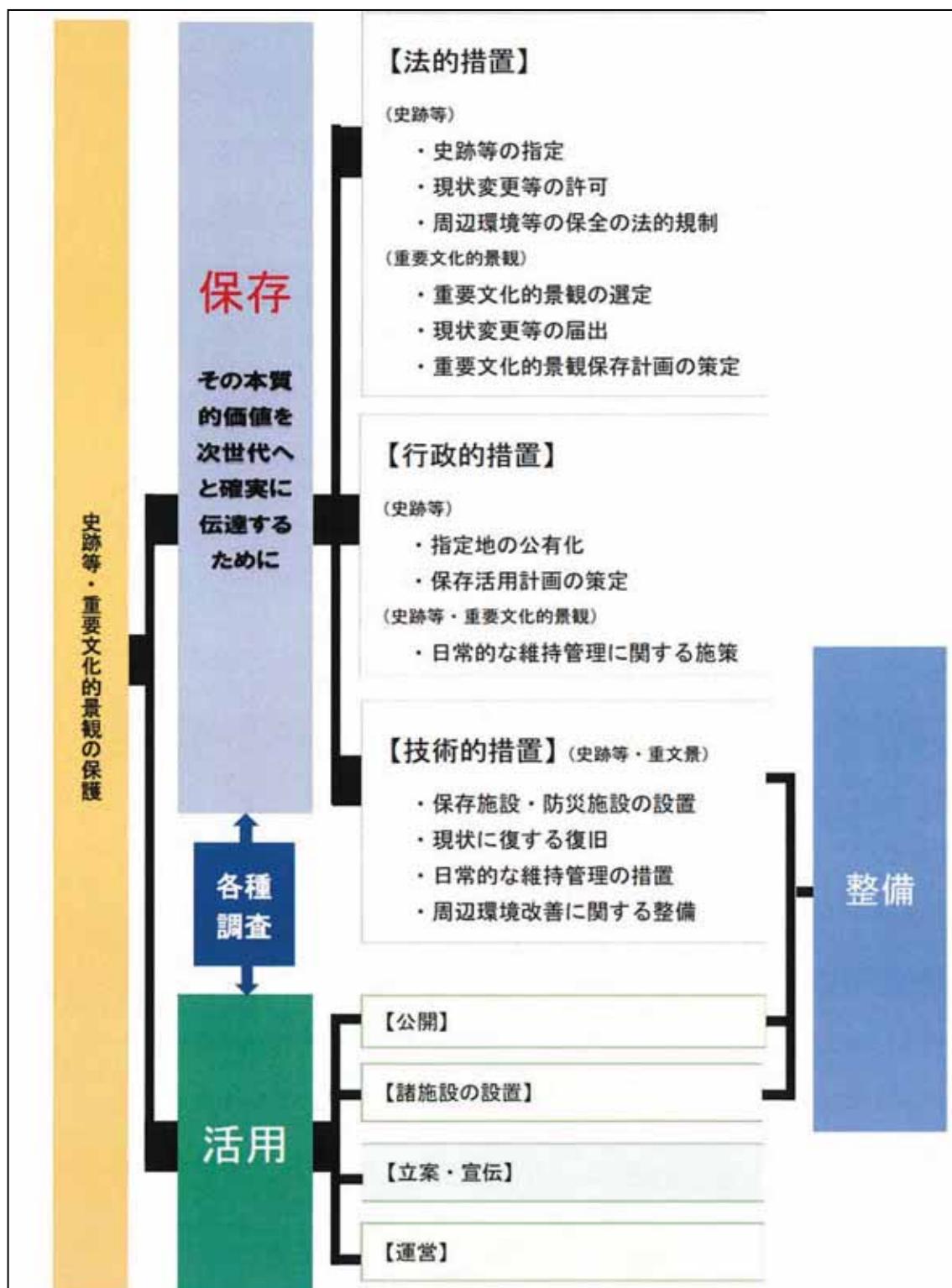
米子城跡の価値を構成する城郭等の遺構及び米子城跡の全体像を理解するうえで重要な箇所が、史跡指定地外の区域にも存在することを踏まえ、開発の影響を及ぼさないよう保護に対する理解、協力を求め、景観への影響も配慮し、史跡の追加指定等を視野に入れた適切な保存を図る。



崩落し、栗石の露出した石垣
(水手御門下郭)



発掘調査により検出された石垣
(水手御門下郭)



保護の内容(保存)

「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書
平成27年3月 文化庁文化財部記念物課」より

2 保存管理の方法

(1) 史跡指定地内における保存

1) 調査研究の推進

史跡米子城跡については、未だ確認されていない遺構が存在する可能性が高く継続的な発掘調査が必要である。さらには、文献史料・絵図等の史料の調査研究が十分に行われていない状況もあり、今後、保存、活用、整備に資するために専門職員による継続的で多様な調査研究を推進し、史跡米子城跡の実態解明につなげていく必要がある。

2) 保存管理

① 基本的事項

- ・遺構の保存、整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新規の植栽は行わないことを原則とする。
- ・史跡地内の保存整備や環境整備に際しては、本計画に示す基本方針を踏まえ、かつ、発掘調査等の調査研究結果に基づく整備計画を策定し、学識経験者の指導を受けながら整備を実施する。

② 日常的な維持管理

- ・石垣や郭などがき損している場合には、学術的調査等の成果を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。
- ・顕在遺構の保存、史跡及び都市公園としての良好な環境、景観の維持に努める。
- ・遺構の表面表示や立体的表示、園路などの整備箇所は適切に維持管理を行い、歴史的風致の維持向上に努める。

③ き損箇所等の把握

日常的な維持管理に加え、定期的に史跡内のき損及びそのおそれのある箇所の把握を行い、き損の未然防止及び拡大を防ぐ。

④ 計画的な修理の実施

- ・石垣等、経年劣化により修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を実施する。修理にあたっては、史跡の価値を損なわないよう、事前の発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、必要最小限の修理範囲に留め、可能な限り遺構を保存するよう留意する。
- ・樹木の根などが石垣や郭などの遺構等史跡の価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、遺構の保全を優先とした対策を講じるものとする。
- ・樹木密度が高すぎる場所や枝が繁茂しすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な景観を形成する。

⑤ 史跡境界標の設置

文化財保護法（第115条第1項）で設置を義務付けられている史跡境界標を設置する。（史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則第4条）

⑥ 石垣の管理

石垣の日常的な管理については、『石垣整備のてびき 2015.1』に詳細に記述されており、抜粋（一部事務局編集）を掲載する。

1 石垣の日常的な管理

(1) 意義・目的

石垣の日常的な維持管理は、石垣の状態を常に良好に維持し、管理することである。それは、ア. 見回り・清掃、イ. 雑草・実生木の除去、樹木管理、ウ. 石材管理、エ. 排水管理の4つから成り、それぞれの性質に応じてある一定の周期の下に行うものである。

(2) 総括的事項

日常的な維持管理を継続的に行なうことは、石垣の緩み・孕みの進行を防止又は抑制する効果を持つ。それは、結果的に経費面の節約においても効果をもたらす。石垣の復旧（修理）の前後に関わらず、日常的な観察を通じて行なう概況調査と並行して実施することが重要である。維持管理の実施内容は、石垣カルテにも反映されることとなる。

(3) 維持管理の基本的な考え方

実施時期、対象範囲、間詰め石の安定状況、排水機能の維持の状況等の項目を定め、記録する。日常的な観察（概況調査）と同時並行で行なう場合には、地方公共団体の職員が自ら記録することとなるが、内外の機関・部局等に委託する場合には、留意事項を定めるなど、統一した記録の作成に努める必要がある。

(4) 維持管理の内容

1) 見回り・清掃

石垣の上面・表面・基部にはゴミが捨てられたり、放置されたりする可能性もあることから、定期的に見回りを行い、清掃に努める。

常に清潔・整頓された状態に維持されていることは、人が親しみやすい石垣の周辺環境を創造する上での前提となる。したがって、石垣付近に限ることなく、城跡全体においても、日常的な見回り・清掃は重要である。

常勤・非常勤の監視員、外部機関への業務委託、ボランティア活動によるものなどがある。

2) 雑草・実生木の除去、樹木管理

石垣の上面・表面・基部に叢生する雑草・実生木の除去、植栽樹木の適切な管理を行う。

雑草・実生木を放置すると、表面に付着した根が石材を表面から劣化させたり、石垣の裏込め（栗石・砂利層）にまで及ぶことにより、石垣の安定性に重大な影響を及ぼしたりする可能性がある。したがって、それらの除去は年間最低2回行なうことが望ましい。特に、高石垣の表面に叢生した雑草・実生木の除去作業は危険を伴うことから、外部の専門的な機関に委託して実施することが多い。ただし、雑草の叢生箇所は地下水の浸潤の経路

を示している可能性もあることから、除草の前に丁寧に観察し、石垣の緩み・孕みと雑草の生え方及び水の浸潤経路との関係を推測することも必要である。

また、石垣の上面・基部には、城跡の整備の一環として、マツ・サクラ等の樹木が植栽されている場合が多い。それらの中には、長い年月が経過する過程で根が張り、石垣の安定性に悪影響を及ぼしているものも見られる。したがって、日常的に樹木の根張りと石垣との関係を観察し、顕著な影響を及ぼしていると判断できる場合には、移植するなどの適切な処置が必要となる。その際には、根張りによって緩み・孕みが顕著に生じている石垣の範囲を特定し、解体修理を行う必要がある。

樹木は、城跡の良好な景観又は来訪者にとっての快適な環境を創造し、生物の生息環境を維持する上でも重要な役割を果している。したがって、それらの伐採・除去にあたっては、樹木が果すこれらの多くの機能にも留意が必要である。特に、伐採・除去の明確な理由を事前に看板・広報誌等を通じて公表し、その合理性について市民合意を得るよう努めることも重要である。

樹木は生長するものであり、時間とともに根が石垣の安定性に影響を及ぼすことは必至である。したがって、石垣の上面・基部など石垣の直近の位置には、できる限り樹木植栽を差し控えることが求められる。

3) 石材管理

観察・維持管理とも関連して、石垣を構成する個々の石材、解体修理後に再使用せずに他所にて保管した石材の管理を行う。

個々の石材が雑草・蘚苔類・地衣類等により劣化していないか、割れ等を生じるなど顕著な劣化・風化が進んでいないかについて、確認・把握を行う。

4) 排水管理

石垣の上面・基部における排水溝が正常に機能しているか、排水されずに湿潤な状態のまま継続することがないか等の点について確認・把握を行う。

特に、石垣上面の排水が適切に行われていない場合には、石垣の裏込め（栗石・砂利層）に土砂が流入し、目詰まりを引き起こすことにより、石垣の緩み・孕みの遠因となる可能性もある。したがって、排水溝が詰まったり、土砂が堆積して埋まったりしている場合には、排水機能の回復のために定期的に清掃を行う。

また、豪雨時の排水状況を確認することにより、現時点での排水系統の最大許容度を把握することができる。

2 石垣カルテの作成・追加更新

(1) 意義・目的

石垣カルテは、日常的な観察による概況把握及び日常的な維持管理の2つの側面を通じて得た基礎情報を踏まえ、さらなる調査研究（基本調査・追加調査）により段階的に収集

した情報をも含め、石垣の各区間の現状に関する情報を系統的に整理した資料である。それは、城跡に存在するすべての石垣の情報を網羅的にまとめた資料といつてもよく、次の段階にあたる「石垣の復旧（修理）のための基本計画の策定」に際して基礎的な情報源となるものである。

石垣カルテの作成は、石垣の各区間の遺存状況及び破損・変形状況を詳細に把握する上で意義があるのみならず、築造時期・改修時期、各時代の意匠上・技術上の特質を総括的に把握する上でも有効である。

石垣カルテを作成する目的は、城跡の石垣の全体を対象として詳細を把握することにより、石垣の各区間について復旧（修理）の方針を決定し、実際の方法を定め、さらに地震・大雨等の自然災害により崩落等が発生した際に効率的に復旧（修理）するために、石垣に関する重要な基礎情報を蓄積することにある。石垣カルテには、基本調査で得た情報を確実に残すとともに、追加調査によって得た情報を追加していくことが必要である。また、復旧（修理）後の経過観察の成果を踏まえ、定期的に追加更新することも必要である。

（『石垣整備のてびき 2015.1』より）

3) 史跡指定地内における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

①制度の概要

史跡の価値を構成する要素を保護するためには、現状変更等の内容が史跡の構成要素にどのような影響を与えるかを検討して現状変更等の必要性の可否を判断する。

文化財保護法（以下、「法」という。）第125条の規定により、史跡内で「現状を変更する行為」または史跡の「保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）」については、原則として文化庁長官の許可が必要である。「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事など、史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値を損なうことがないよう、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法125条1項ただし書きに、許可が不要である事項が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち重大なものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第4項第1号に示されている。さらに、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取り扱い基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下、「事務処理基準」という。）が定められている。

②法令上定められている基準

・現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下については現状変更等を許可することができないとされている。

- 史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

○史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

○史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

・現状変更等の許可が不要な行為

法第125条第1項ただし書きには、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合については、現状変更等の許可を要しないこととされている。

維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」（以下、「許可申請に関する規則」という。）第4条に以下のとおり定められている。ただし、き損が生じた際には法第33条によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合は法第127条による復旧の届出を文化庁長官に提出する必要がある。

○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

○史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

③史跡米子城跡における現状変更等の取扱いの基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素に対して影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとする。

- ・史跡の保存整備等、利用者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更に対応できる許可基準を定める。
- ・現状変更等を行う場合は、周囲の景観や利用者・見学者への影響に配慮することとする。
- ・現状変更等を許可する場合は、遺構面を保存すること等の条件を付すとともに、掘削を伴う場合等、必要に応じて事前に、文化財保護部局による発掘（遺構確認）調査もしくは立会調査を実施することとする。
- ・史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、史跡・公園の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

④現状変更等の取扱い基準

史跡米子城跡における現状変更等の取扱い基準等を以下のように定める。

・現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例

上記の法第125条第1項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為について、その具体的な事例は以下のとおりである。

- ・維持の措置

○史跡のき損・衰亡時の現状復旧

石垣の築石が部分的に外れた場合にそれを元の位置に戻す行為、土坡の一部が流れ出、崩れ

た場合に元の形状に復旧する行為等

○史跡のき損・衰亡の拡大防止措置

石垣・土坡等の崩落若しくはそのおそれがある際に土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等

○史跡のき損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における、当該部分の除去

なお、人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しないこととする。

・非常災害のために必要な応急措置を取る場合

地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵の工作物の設置、被災した市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

・保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

指定地内の清掃、除草等日常的な維持管理行為、植栽樹木の剪定などの維持管理、倒木の除去（抜根を伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、史跡内建築物・工作物の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

・米子市教育委員会による許可が必要な行為

法第184条第1項第2号及び施行令第5条第5項第1号により、米子市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は以下のとおりである。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となる。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいう。

・小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120m²以下のものをいう。

なお、建築とは、建築物を新築し、増築、改築、又は移転することをいい、建築基準法第2条13号に以下のように定められているものである。新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。

○既存の建築と同一敷地内であること。

○既存の建築と用途が不可分であること。

改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいう。移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

・工作物（建築物を除く）の設置・改修

土地の形状の変更を伴わないものに限る。また、改修については、その工作物の設置の日から50年を経過していないものに限る。

・道路の舗装・修繕

土地の形状の変更を伴わないものに限る。

・法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

史跡の管理に必要な施設とは、史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵を指し、これらについて史跡への影響が最小限のものについて許可する。

- ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修
- ・建築物等の除却

建築又は設置の日から 50 年を経過していないものに限る。

- ・木竹の伐採
- ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取

これらの行為については、史跡の保存管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの、公益上必要なもの、私有地にあっては、所有者の生活上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについて、必要に応じて米子市教育委員会文化財担当職員による工事立会等を条件に付して許可することとする。

・文化庁長官の許可が必要な行為

上記の現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例以外の行為及び米子市教育委員会による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可が必要となる。今後想定される事例についての許可基準は以下のとおりである。また、必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することとする。

- ・発掘調査等学術目的に実施する行為

調査の目的が史跡米子城跡の保存、活用を図る上で必要もしくは寄与するものであること、また、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。

- ・史跡の修理、復元整備

発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整備検討会等で十分に検討したものについては許可する。また、修理は必要最小限の範囲とする。

- ・地形の改変

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないと原則とする。

- ・建築物の新築、改築、移転、除却

新築、改築、移転、除却については、史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとする。

- ・工作物の新設、改修、修繕、除却

史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災設備等公益上必要なものとの目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとする。

- ・地下埋設物の設置・改修

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可する。新設は、史跡及び公園としての保存管理・整備及び公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認めることとする。

- ・木竹の植栽、抜根

新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。

抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ許可することとする。史跡の修理、整備に伴う抜根についてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に許可する。

(2) 史跡指定地外の区域の保存

1) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

下記のとおり検討するとともに、別表にとりまとめた。

① 内郭エリア（内堀の内側、史跡指定地を除く）の考え方

本書が計画の対象とした内堀の内側（内郭エリア）の米子城跡の規模は約 30ha であるが、現在の史跡指定範囲は、標高 90.1m の湊山山頂部の主郭部を中心とした区域、主郭部北方の内膳丸及び湊山北東の山裾にある二の丸の約 13.5ha にとどまっている。なお、史跡指定地外は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

史跡指定地外の区域うち、湊山球場敷地については、約 24,000 m²のうち約 3/4 にあたる約 18,000 m²が市有地で、これを除いた約 6,000 m²が民有地である。また、湊山球場敷地以外の三の丸跡地は、ガソリンスタンド、ホテル、レストラン、スーパーマーケット、ホームセンター等の商業施設のほか、介護施設、民家、マンション等に利用されている。

そのため、その保存管理については、埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底し、開発にあたっては、調整を図りつつ、文化財保護に向けての協力を求める等の適切な保存管理を行っていく取組が必要となる。米子城跡の価値を構成する城郭等の遺構や、関連する遺構及び米子城跡の全体像を理解する上で重要な箇所が史跡指定地外の区域にも存在することを踏まえ、開発に影響を及ぼさないよう保護に対する理解・協力を求め、景観への影響も配慮し、史跡の追加指定等、適切な保存を図っていくことが求められる。



内郭エリア
(鳥取大学医学部附属病院から湊山球場を望む)

・現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

- ・埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底しながら、可能な限り現状保存についての理解を求め、適正な保存を目指す。特に、追加指定を検討している史跡指定地と同等の取り扱いをすべき箇所（湊山球場敷地、深浦、出山、飯山）に関しては、現状保存の協力を求める。
- ・城郭遺構の実態や残存状況等の調査を継続的に行い、既知の情報との関係を明らかにして、適切な保存を図る。
- ・埋蔵文化財包蔵地の周知を図りながら、現状の土地利用に則して適切な文化財の保護に努める。
- ・植生管理も含めて、現状の景観の適切な維持に努める。
- ・重要と思われる遺構が発見された場合には、文化庁並びに鳥取県教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。

②城下町エリア（周知の埋蔵文化財包蔵地）の考え方

城下町エリアは、外堀の内側から内堀までの区域で、江戸時代の地割が残り、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。これまで、50数次にわたる試掘調査や発掘調査を実施してきており、城下町遺構とみられる武家地が検出されている箇所もある。しかしながら、城下町の性格やその範囲などは十分に把握できておらず、また現在、開発も進み、遺構の残存状況の把握が困難になっている。城山とその山麓から周辺にかけて城下町が一体で展開した点は、米子城跡の全体像を考える上で重要であり、今後、史跡米子城跡と関連した遺跡としての調査研究をこれまで以上に行い、適切な保護を進めていく。

・現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

- ・埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底しながら、現状の土地利用に則して適切な文化財の保護に努める。開発行為にあたっては、可能な限り現状保存についての理解を求め、適正な保存を目指す。
- ・重要と思われる遺構が発見された場合には、文化庁並びに鳥取県教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。

③その他

今回の保存活用計画対象区域も含め、現在の周知の埋蔵文化財包蔵地である外堀の内側区域及びその北側に広がるクロスナ層で構成される砂丘地については、江戸時代の遺跡のみならず、縄文時代以降の連綿とした人々の営みを物語る遺跡が確認されている。江戸時代に特化した保護ではなく、長い人々の歴史の上に、江戸時代の歴史があることに留意する必要がある。



久米第一遺跡出土の縄文土器

別表 史跡指定地の取扱い

地区名	保存管理方針	保存管理方法	土地公有化の方針	現状変更等の取扱い基準
・本丸 ・内膳丸 ・二の丸	現状の維持に努め、史跡の保存管理、整備活用、学術調査、安全・防災、災害復旧以外の現状変更是原則認めない。	周知、啓発に努め、現状保存と景観保全への理解を促す。	史跡指定地はすべて公有化済みである。	史跡指定地であるため、現状変更等許可申請を必要とする。 史跡の保存管理や整備活用上必要なもので、史跡の価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。

別表 史跡指定地外の区域の取扱い（内郭エリア及び城下町エリア）

地区名	保存管理方針	保存管理方法	土地公有化の方針	現状変更等の取扱い基準
内郭エリア ・三の丸 (湊山球場敷地)	米子城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するためには重要な地域である。	周知、啓発に努め、現状保存と景観保全への理解を促す。	米子城の構造を総合的に理解するためには重要な地域である。	史跡指定地外の区域であるため現状変更等許可申請は必要とせず、文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取扱う。
・深浦 ・出山	地域住民や土地所有者等に周知、啓発を行い、現状の維持に努め、現在の史跡指定地と一体的に保存管理を進める。	地権者等関係者の同意を得て、史跡指定地の追加指定を行い適切な保存措置を目指す。	ことから、追加指定を検討する区域と位置付けしており、史跡指定が実現した場合は、必要に応じて公有化を実施する。	ただし、現段階で追加指定を検討している地域であることから、遺構や景観等に極力影響を与えないよう関係者と十分に調整、協議を行うものとする。

地区名	保存管理方針	保存管理方法	土地公有化の方針	現状変更等の取扱い基準
内郭エリア ・飯山	米子城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するためには重要な地域である。 埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底しながら、可能な限り現状保存についての理解を求め、地権者等の同意を得て、今後史跡の追加指定に取組み、適切な保存措置を目指す。	周知、啓発に努め、現状保存と景観保全への理解を促す。	地権者等関係者の協力のもとに適切な保存を図り、史跡指定が行わされた場合は、必要に応じて公有化を進めることとする。	史跡指定地外の区域であるため現状変更等許可申請は必要とせず、文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取扱う。ただし、将来的に史跡の追加指定を検討している地域であることから、遺構や景観に極力影響を与えないよう関係者と十分に調整、協議を行うものとする。
内郭エリア ・三の丸 (湊山球場敷地 外の区域)	「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含まれていることから、埋蔵文化財包蔵地の周知を図りながら、地域住民や土地所有者等に周知、啓発を行い、遺構や地形の保存、景観保全に対する理解を促し、現状の維持に努める。	開発行為等については関係者と十分協議し、遺構の保護と景観保全に努める。	史跡指定が実施された場合は、公有化を検討する。	史跡指定地外の区域であるため現状変更等許可申請は必要とせず、文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取扱う。地形の改変を伴う住宅、店舗等の建築物・工作物の新築・増築・改築・除却等は、事前に文化財保護法による手続きを取り、原則として規制しない。 ただし、規模や施工方法等について事前に協議し、遺構の保護や景観の保全に理解を求める。また、行為に伴う事前の発掘調査等を地権者等の協力を得て実施し、実態を明らかにした上で、適切な保護措置を図る。

地区名	保存管理方針	保存管理方法	土地公有化の方針	現状変更等の取扱い基準
・城下町エリア (外堀～内堀)	現状の土地利用に則して適切な文化財の保護に努める。 地域住民や土地所有者等に埋蔵文化財包蔵地の周知を図りながら、文化財保護の啓発を行い、遺構や地形の保存と景観保全に対する理解を促し、現状の維持に努める。	「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含まれていることから、開発行為等に対して遺構を損なうことがないよう関係者と十分な理解・協力を求め、遺構の保護と景観保全に努める。	土地公有化の方針	史跡指定地外の区域であるため、現状変更等の申請は必要とせず、文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取扱う。地形の改変を伴う住宅、店舗等の建築物・工作物の新築・増築・改築・除却等は、事前に文化財保護法による手続きを取り、原則として規制しない。 ただし、規模や施工方法等について事前に協議し、遺構の保護や景観の保全に理解を求める。また、開発行為に伴う事前の発掘調査等を地権者等の協力を得て実施し、実態を明らかにした上で、適切な保護措置を図る。

3 追加指定と公有化

(1) 追加指定の必要性

米子城跡の内郭エリアについては、城郭の構造及び全体像を理解するために重要な区域である。特に、三の丸の中心部に位置し、今まで商業施設など大きな建物の建設を免れてきた湊山球場敷地や、海に面した立地を活かして築城された米子城の性格を物語る深浦、出山については、史跡指定地と同等の歴史的価値を有するものであり、既存の史跡指定地に隣接し、現在、都市公園の一部として供用しているものであることから、今後、地権者及び関係者の同意を得ながら、追加指定を図っていく必要がある。

また、飯山についても、中世期にここに築かれた砦に始まる米子城成立の歴史を物語るうえで欠かせないものであることから、本格的な近世城郭として築城された湊山の城跡とあわせて、今後、地権者及び関係者の同意を得ながら、追加指定を検討する必要がある。

さらには、現在、市史跡指定地となっている「清洞寺跡」についても、往時の米子城の城域の姿を物語る重要な史跡であることから、追加指定について検討していく必要がある。

1) 三の丸（湊山球場敷地）、深浦、出山、飯山の重要性

三の丸は、城と城下町（武家地、町人地）を区分する内堀の内側にあって、米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。その三の丸の中心部に位置する湊山球場敷地は、絵図によると米蔵、馬屋、番士詰所、作事方詰所、作事小屋、内堀などが配されており、米子城の行政面の中核を担っていた場所であったと考えられる。

近世城郭の三の丸については、廃城後、その所在地の政治・経済の中心地として官公庁や学校、病院等の施設が設置されるなど市街化され、そのまま現在まで続いているケースが多く見られる。米子城跡の場合も、三の丸の大部分が商業施設や病院等の施設に利用されているが、湊山球場敷地については、明治期には米蔵を利用した松江監獄米子分監が置かれていたものの、その後は運動広場や野球場として利用され、三の丸の中心部にありながら、大きな建物等が建設されることなく公共的空間が保たれてきたものである。

ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中核部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、三の丸から本丸まで一望できるロケーションは貴重であるため、これを確実に保護することと、一方で、既存の史跡指定地と一体的に利活用を図っていくことが重要である。

深浦については、船頭屋敷、船小屋、番人小屋といった施設と角櫓が配置されていた場所であり、水軍が配備され、海上防衛と城下町に入る船の監視など米子城の軍港として機能していたところである。また、2代城主加藤貞泰が愛媛県大洲市への国がえの際に使用したとされる御座船「駒手丸」などの造船も行われたといわれている。

出山については、深浦の見張り場や防御のための施設と考えられており、深浦とともに、海に面して築城された米子城の性格を顕著に表わすものであり、最近の発掘調査により明らかになりつつある「海城」としての米子城を理解する上で欠かせない箇所である。

飯山については、15世紀半ばに山名氏が砦を築いたといわれる場所であり、そこから始まった米子城跡の成り立ちや、当地域の戦国時代の様相を物語る上で重要なものである。

2) 市指定史跡「清洞寺跡」の重要性

「清洞寺跡」は、現在、湊山公園の一角に岩石群と松として残るものであり、市指定文化財に指定されている。往時の米子城域の姿を物語る数少ない貴重な存在であり、江戸期に描かれた多くの絵図にも明記されている。

この場所は、過去には中海の沿岸にあった「亀島」と呼ばれる巨岩の小島だったところである。吉川家文書によれば、米子城築城の際に吉川広家は、この亀島を埋め立て船着場として整備し、富田城からの物資を船で運んだとされている。

その後、加藤貞泰が米子城主だったときには、父の菩提を弔うため、この場所に曹溪院を建て五輪塔を設置し、加藤氏が大洲に転封後は、鳥取藩主池田由成が新たに海禅寺を建て、五輪塔を設置した。荒尾氏が米子城預かりとなってからは、荒尾氏の家臣村河氏が江尾から清洞寺を移し菩提寺としていたものである。

(2) 追加指定後の保存活用について

今後、条件が整ったものについて追加指定を行った場合は、既存の史跡指定地と同様に保存、活用、整備を図っていくこととなる。

追加指定を実施した場合の具体的な保存、整備等の内容については、今後、整備基本計画等において検討することになるが、現段階で想定される保存、整備等に係る主な検討事項は次のとおりである。

1) 三の丸（湊山球場敷地）

- ①球場スタンドの撤去及び二の丸と三の丸の間にある高石垣の全体像の顕在化
- ②様々な角度からの見学が可能となるよう枱形石垣の全体像の表出
- ③イベント等に活用する多目的広場の設置
- ④平面的な遺構表示と植栽による遺構表現
- ⑤駐車場または乗降用車寄せの設置
- ⑥便益施設（トイレ、東屋、ベンチ等）の設置
- ⑦ガイダンス施設の設置
- ⑧説明板等の設置
- ⑨内堀の表出



二の丸の高石垣

2) 深浦

- ①植栽による遺構表現
- ②便益施設（トイレ、東屋、ベンチ等）の設置
- ③駐車場または乗降用車寄せの設置
- ④説明板等の設置

3) 出山

- ①樹木の伐採、管理
- ②便益施設（東屋、ベンチ等）の設置
- ③説明板等の設置

4) 飯山

- ①便益施設（東屋、ベンチ等）の設置
- ②樹木の伐採、管理
- ③説明板等の設置



5) 市指定史跡「清洞寺跡」

- ①五輪塔の保存処理
- ②説明板等の改善

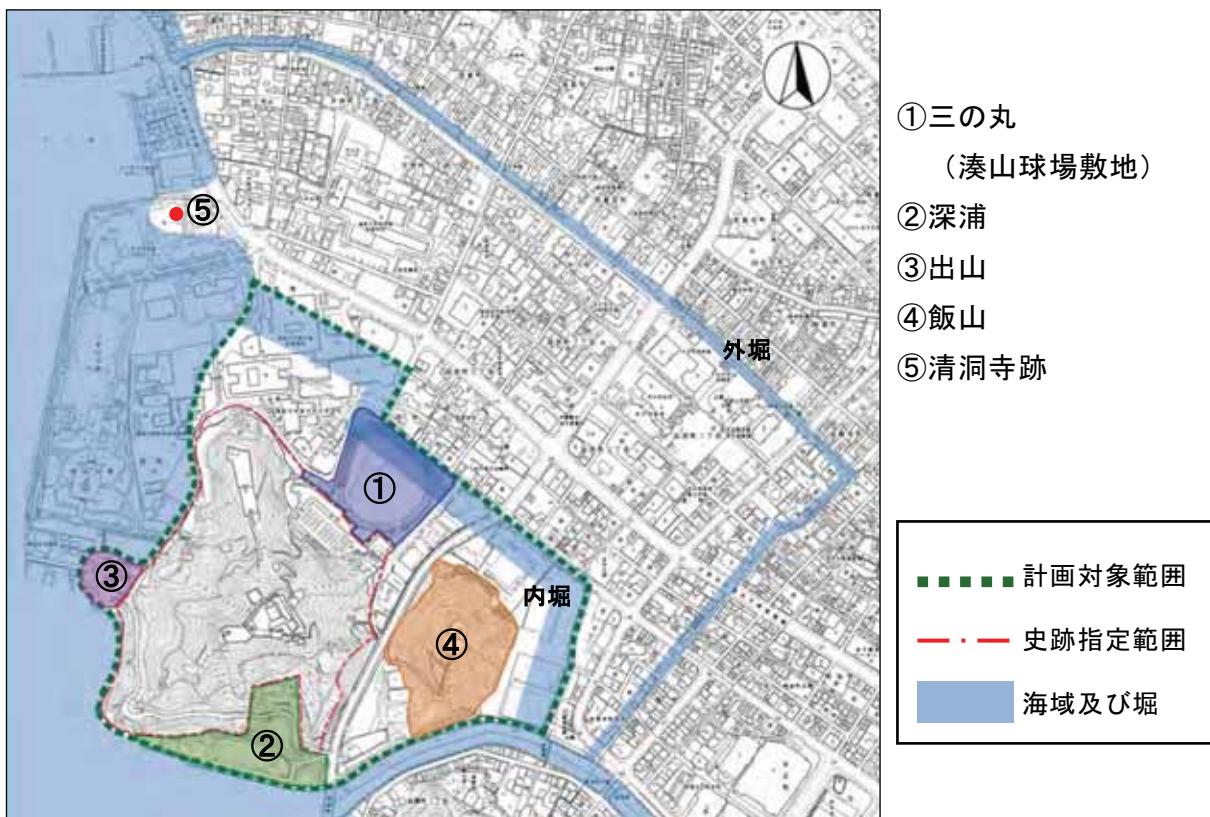
(3) 追加指定後の公有化

清洞寺跡の五輪塔

史跡指定地内に民有地が存在する場合、史跡の保存と管理を確実にし、適切な公開、活用を目的として史跡指定地を整備するにあたっては、当該民有地を公有化する必要がある。

史跡指定地が民有地である場合において、市などの地方公共団体が管理団体となり、指定地に対する管理等の措置を施すことも可能ではあるが、事業を確実に進め、整備後の維持管理等にも十分対応するためには、公有化が不可欠である。

米子城跡においても、湊山球場敷地の一部、深浦、出山、飯山は民有地であり、今後、これらの民有地について追加指定が行われる場合には、地権者等関係者と協議し、できるだけ速やかに公有化を図っていくことが必要である。



追加指定を検討する区域

第2節 活用の方向性と方法

「公開」及び「諸施設の設置」に関連することは、すでに第6章 第3節の「整備」の中で述べており、ここでは、主に「ソフト事業の展開」に関することについて述べる。

1 活用の方向性

(1) 米子城跡の魅力に触れる多様な機会の創出

- 1) 蓄積された学術調査の成果や、今後実施する調査・整備の状況を積極的に公開し、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を設ける。
- 2) 史跡としての価値や魅力についてわかりやすく伝えるため、市広報、市ホームページ、パンフレット等の充実を図っていく。
- 3) 米子城跡を学校教育、社会教育の学びの場として活用するとともに、出前授業・講座などにより、米子城跡の魅力、価値を市民や次世代を担う子どもたちに伝え、文化財保護に対する意識の醸成を図る。
- 4) 中心市街地に位置する都市公園として来訪者が歴史的景観を楽しみながら憩える場として活用を図るとともに、保存との両立を果たしていく。
- 5) 城下町、日本遺産「加茂川沿いの地蔵」、中海等周辺地域が有する特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組を推進する。
- 6) 関連する他都市と連携した取組等により、多種多様なソフト事業の展開を図り、史跡米子城跡を広く普及啓発する。



広報よなご「教えて！米子城」



米子城跡パンフレット

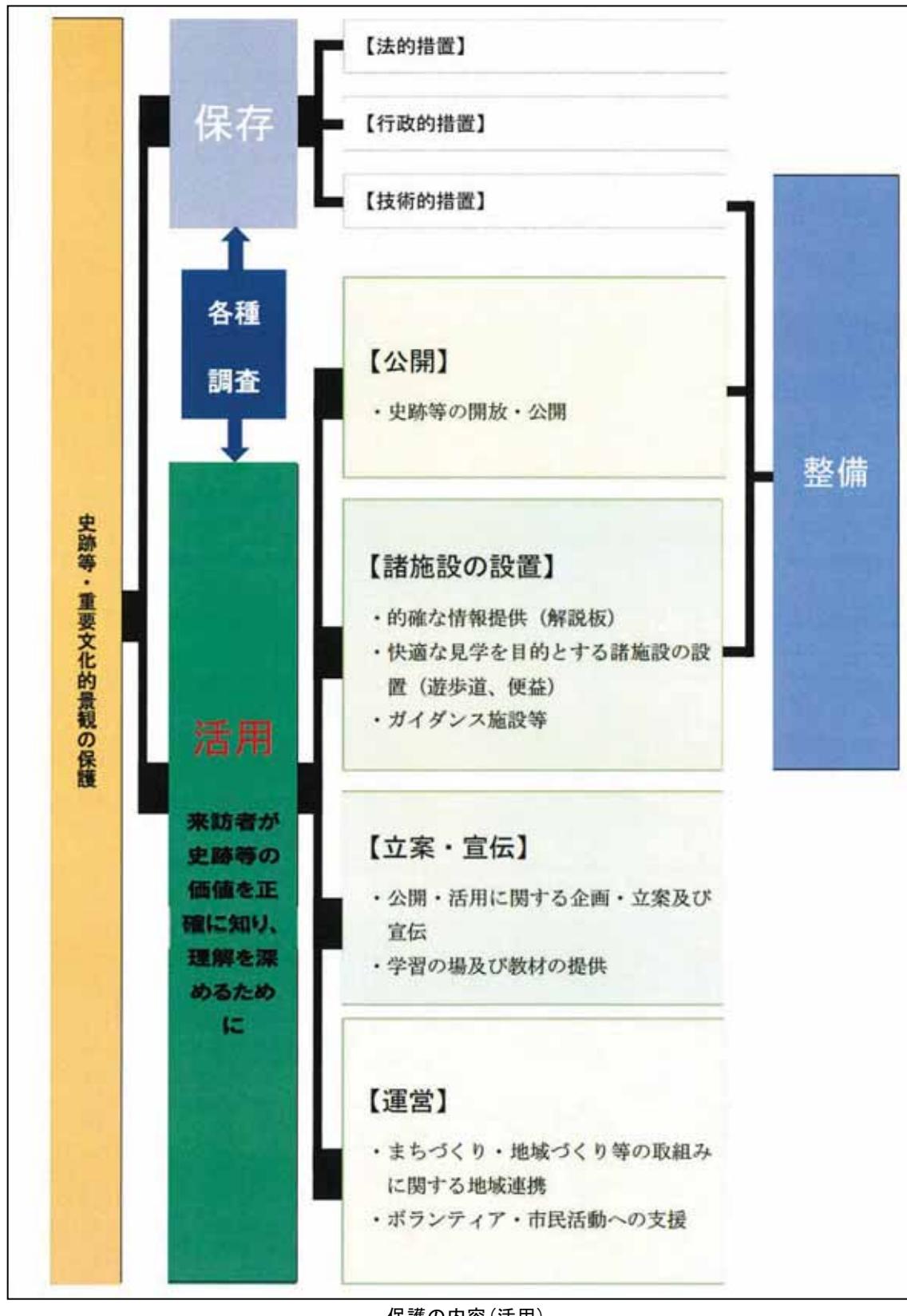
(米子東ロータリークラブ作成・平成28年発行)



鳥取市尚徳大学「郷土コース」第10回
「大小二つの天守、山陰屈指の名城
『米子城』」(平成28年9月23日)



HP用バナー「米子城わくわく遊日和」



「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書
平成27年3月 文化庁文化財部記念物課」より

2 活用の方法

ここでは、ソフト事業の展開に関し述べ、活用に関する整備については、本章第3節で述べる。

(1) 学校教育における活用

米子城跡に関する教材の作成及び配布、出前授業の実施等により、地域の貴重な文化財である米子城跡や地域の歴史の理解促進を図る。また、社会科見学を含む米子城跡の魅力価値の理解促進に資する授業プログラム、教材等の作成を学校と協働して行う。

(2) 社会教育における活用

これまで実施しているふれあい説明会、公民館、自治会での出前講座、出前展示及び現地解説等を継続して実施し、市民の学びの場としての米子城跡の活用を図る。また、蓄積された学術調査の成果や今後実施される調査・整備の状況を積極的に公開し、米子城跡への理解の普及のため、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を提供する。そのために、シンポジウムやフォーラム等、現在実施しているソフト事業をさらに充実させ、展開を図っていく。



米子城フォーラム

「城メグリストとお城博士の米子城わくわく講座」(平成28年10月1日)

(3) 地域における活用

1) 学びの場としての活用

米子城跡を学びの場として活用し、米子城跡の価値や魅力について発信する機会を設けている。これらの事業を継続して実施するとともに、更なる充実を図る。



山陰史跡日和

「地蔵めぐリストと日本遺産をめぐる」
(加茂川地蔵めぐり)
平成28年10月26、27日

2) 中心市街地活性化、観光振興における活用

米子城跡の整備により、観光振興に資することが今以上に可能となり、観光客の回遊の拠点となり得ると考えられ、中心市街地の回遊性の向上等の取組と連携を図り、中心市街地活性化に資するよう活用を図っていく。

① 地域振興、観光振興のための各種イベントについて

は、史跡の保存や適切な見学環境及び憩いの場としての都市公園機能の維持との調整を図りながら実施し、地域振興、観光振興における活用を図る。

② 城下町、日本遺産「加茂川沿いの地蔵」、中海の景観等、周辺地域が有する特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組をボランティアガイド、中海遊覧船、観光協会等と連携を図りながら推進する。

③ 関連する他都市と連携した取組等により、多種多様なソフト事業の展開を図り、米子城跡を広く普及啓発する。

3) 来訪者に対するガイド

米子下町観光ガイドによるガイドが実施されているが、米子城跡を対象とした常駐のガイドは設置されていないため、観光部局及び関係機関と連携を図りながら、今後のガイドの在り方、支援の取組等について検討する。



朝霧に煙る米子城外堀

4) 普及・啓発に必要なパンフレット等の情報発信

米子城跡の文化財としての価値に関する情報をまとめたパンフレットを作成、配布するとともに、市広報、市ホームページを活用し、情報提供を行っている。

今後も、ホームページの充実に努めるとともに、米子城跡の魅力や今後得られる新たな調査研究についてまとめた冊子等の刊行を行い、成果を市民等に還元し、米子城跡の価値の普及啓発を図る。

また、パンフレット等については、多言語化等も検討し、外国からの来訪者に対する米子城跡の魅力発信に努める。



米子城関連の講座資料・企画展チラシ



米子城跡写真撮影会（米子城わくわく遊日和）参加者による写真(抜粋)

第3節 整備の方向性と方法

保存、活用に関する「現状と課題」及び「方向性と方法」を検討し、また、これまでの提言、要望等を整理し、整備に関する「現状と課題」を検討すると、大きく「主として保存のための整備課題」と「主として活用のための整備課題」にまとめられ、これらの課題を解決するための整備の方向性と方法の概要について以下に述べる。

1 整備の方向性

(1) 全体の方向性

本計画において検証した課題を解決するための整備に取組むとともに、本計画の策定後、史跡の追加指定、保存状況の変化等、新たな整備の必要性が生じた場合には、計画的な整備の実施のため、整備計画の見直しを行う。

また、整備にあたっては、適切かつ効果的に実施できるよう十分な調査研究による史実の確認を基礎とし、文化庁、鳥取県教育委員会、鳥取県文化財保護審議会、米子市文化財保護審議会等と協議を行い、指導を得ながら計画的に実施する。

なお、個々の施設ごとではなく城跡エリア全体での利用が前提となることから、エリア全体の施設等の配置計画、ルート計画も含めた整備計画（グランドデザイン）を策定し、これに沿って、各施設の関係性を考慮しながら計画する必要がある。

(2) 主として保存のための整備の方向性

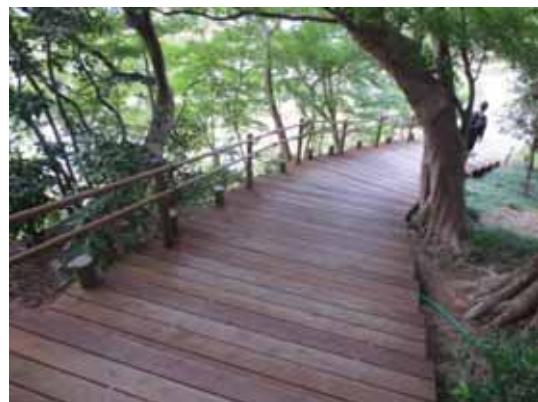
- ・米子城跡の全容解明を進め、価値ある歴史的遺産を将来に継承する。

(3) 主として活用のための整備の方向性

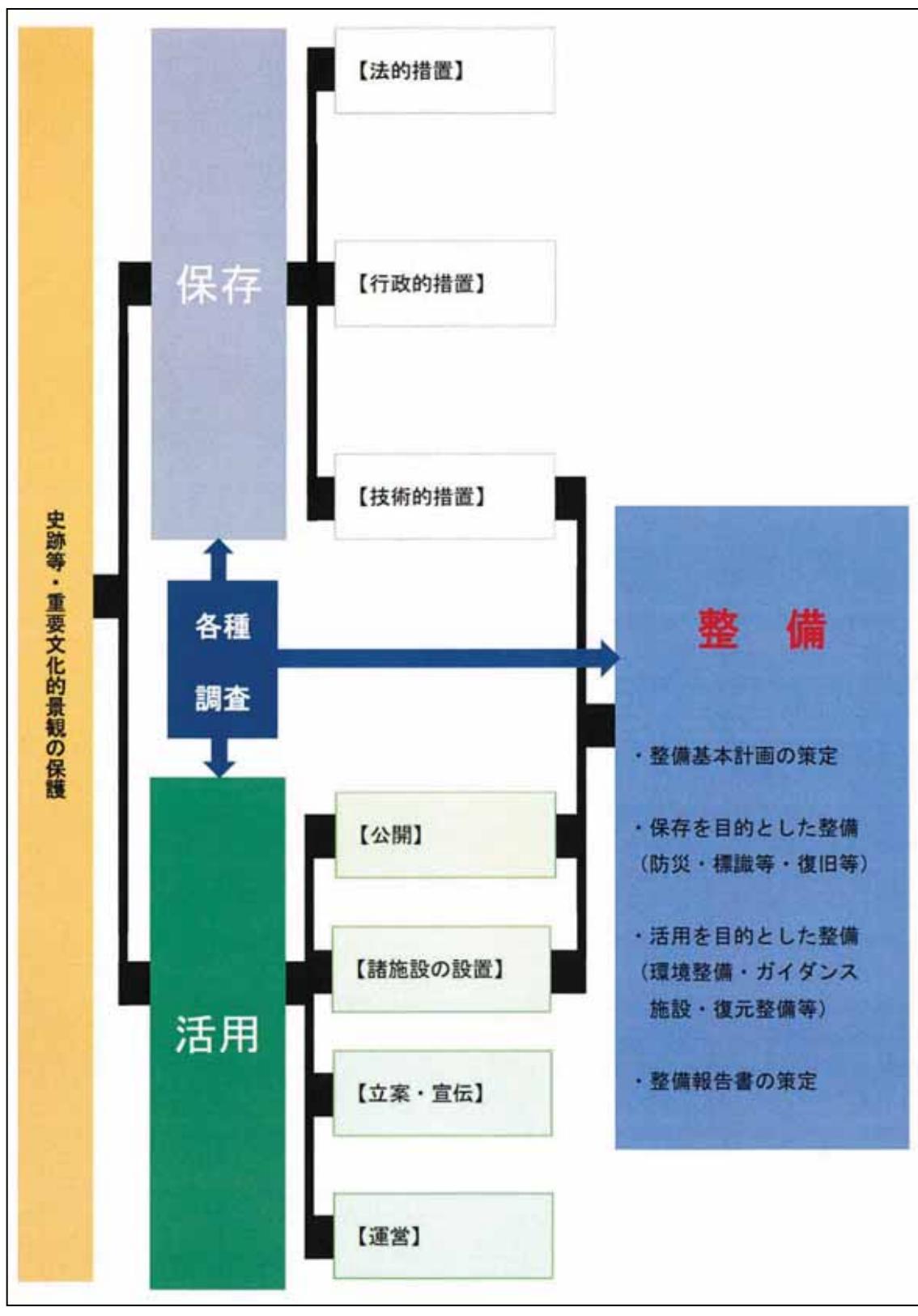
- ・米子城跡の多様な価値を高める整備を行い、さらに地域の誇りを高め、まちづくりに寄与する。
- ・史跡整備事業により、その価値を顕在化させることで、史跡米子城跡の価値を視覚的に伝えるとともに、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化に寄与する。



石垣の復元展示例(史跡金沢城跡)



遺構保護と環境に配慮した木製階段
(史跡金沢城跡)



「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書
平成27年3月 文化庁文化財部記念物課」より

2 整備の方法

(1) 主として保存のための整備の方法

- 1) 日常的な維持管理とともに、石垣等の詳細調査の実施、き損及びそのおそれのある箇所の定期的な調査により、保存に必要な整備を実施する箇所、将来的に必要となる箇所をあらかじめ把握し、調査結果に基づく計画的な整備を行う。また、小規模なき損箇所の修理については、き損箇所、応急修理必要箇所の把握を行い早急な修理を実施する。なお、文化財保護法で義務付けられている史跡境界標が設置されていないことから、必要に応じて用地境界測量、境界立会を実施し、境界標を設置する。
- 2) 整備にあたっては、史跡の価値を損なうことなく維持することを前提とし、現状の記録や発掘調査等の調査研究を行い、これに基づく整備を実施する。地震、台風、大雪等の自然災害に起因するき損が発生した場合は、速やかに被害の拡大の防止措置を取るとともに、き損の程度、発生原因等を詳細に把握した上で、復旧の方法を検討し、実施する。
- 3) 石垣の整備に関しては、石垣カルテの作成、詳細な石垣実測、現状保存すべき箇所の把握などの現況の調査を経た上で検討しなければならず、これらの基礎資料の収集も含め、改めて整備計画を策定し、対応する。なお、石垣の整備は、現状保存を第一に考え、やむを得ない場合に関してのみ、積み直し等の整備を検討する。
- 4) 山体の崩落に関しては、文化財の保全、来訪者の安全確保及び周辺地域への悪影響の除去のために、緊急性を勘案し、対応策を検討する。
- 5) 遺構に悪影響を及ぼすおそれのある樹木や、石垣等の遺構から生えている樹木については、伐採や間伐等、適切な管理を実施し、史跡の価値等の保全を図る。
なお、管理にあたっては、生育状況を把握し樹木の記録を取る等「樹木カルテ」を作成し情報提供を図り、継続的な植生の管理を行う。
- 6) 城郭としての本質的価値に関する要素の保存とともに、景観・都市公園としての価値に関連する要素を適切に保全する。

(2) 主として活用のための整備

施設整備にあたって史跡等の指定地内に建設する活用のための施設（便益施設（休憩施設・便所等を含む）、資料館等「ガイダンス施設」、管理・運営施設）については、次の事項を十分踏まえ検討する。

- ①便益施設の設置は、適切で系統的な全体の配置計画に基づくこと。また、同計画を定めたものであっても、事前の発掘調査の結果、重要な遺構が発見された場合をはじめ、当該史跡等に関連する遺構が発見されその保存に影響を及ぼす可能性のある場合又は史跡等の景観に影響を及ぼす可能性がある場合には、当該施設を建設してはならない。
 - ②史跡等の活用及び運営に直接関連する必要最小限の規模を持つ「ガイダンス施設」等の建設であっても、史跡等の指定地内においては原則として建設してはならない。
ただし、史跡等の周辺地域が市街化し、史跡等に隣接する指定地外の地域において当該

施設等の建設のための適地を確保することが極めて困難である場合には、遺構の配置構成及び土地の公有化の経緯等を十分考慮の上、遺構の保存を前提として当該「ガイダンス施設」等の施設を建設してもよいと判断される場合がある。その場合の当該施設等の位置、面積、高さ、外観等については事前に文化庁及び都道府県教育委員会と十分協議すること。

(『史跡等整備のてびき 2005.6』より)

1) 来訪者が安全・快適に利用できる環境づくりの整備の推進

①園路等の整備

遺構の保存や景観に留意しながら、登城路、周遊道路、散策道などの園路を適切に維持管理し、安全性、快適性を向上するための整備（土系舗装の修繕、石段の外れやぐらつきの改修、スロープ、手すり、照明の設置等）を検討する。なお、手すり、スロープ等の管理施設については、設置の必要性、望ましいあり方を検討し、適切な措置を図る。

さらに、来訪者の歴史的理解を深めるための動線及び都市公園として散策、レクリエーションのための動線等、様々な動線を確保し、多方面、多目的から城跡の魅力を体感できる園路整備を実施する。また、雨水の処置方法を検討し、改善を図る。

②転落防止柵等の設置

設置の必要性、景観への配慮、遺構への影響等を勘案し、望ましいあり方を検討する。



史跡萩城跡 転落防止柵設置状況

③解説板、案内板、道標等のサイン類の整備

来訪者の安全・快適な利用を促すよう、わかりやすく統一感のあるサインへの改善、設置を図る。

④多目的広場の設置

史跡がイベント、スポーツ、祭り等日常の行動範囲の一部となる快い空間として活用され、日常生活の場としてより身近に利用されるための多目的広場の設置を行う。

⑤トイレ、東屋、ベンチ等の改修、設置

遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の利用に資する休憩施設及びトイレ等便益施設の望ましい在り方を検討し、新設、改修等の適切な整備を行う。特に、トイレについては、バイオト

イレ等の活用による天守周辺への設置を検討する。

⑥駐車場もしくは乗降場としての車寄せの設置

史跡指定地の周辺は大部分が市街化されており、駐車場もしくは乗降場としての車寄せの設置を史跡指定地外に求めることは困難と考えられる。今後、米子城跡を活用して行く上では、駐車場もしくは乗降場の設置は必須であり、園路、道線を勘案し、適切な場所に駐車場もしくは乗降場の確保を検討する必要がある。

なお、史跡等活用専用駐車場の設置については、下記のてびきに則って検討する。

※史跡等指定地における「史跡等活用専用駐車場」の取扱いについて

史跡等の活用に供する駐車場の設置については、原則として指定地外とすること。

ただし、次の条件を満たすものについては「史跡等活用専用駐車場」として必要最小限の規模で、指定地内に例外的に認めることがある。

- ・史跡等の面積が広大な場合又は隣接地に用地の確保が困難な場合で、指定地内に駐車場がないと活用上著しい支障が生じると判断されること。
- ・史跡等の全体及びその周辺を含む適正な保存管理計画及び整備活用計画が策定されていること。
- ・特に整備活用計画において「史跡等活用専用駐車場」を計画する場合には、周辺の交通体系、土地利用のあり方等を視野に入れた適正な計画であること。
- ・外形的に史跡等活用専用であることが明確となっており、かつ史跡等活用専用として運用されること。
- ・「史跡等活用専用駐車場」の規模・形態・位置等については、文化財保護法に基づき現状変更等の許可が可能な範囲内であること。

具体的には、

- ①事前に発掘調査等を実施し、地下に重要遺構等が存在しないことを確認すること
- ②地下遺構等の保存に影響のない構造（舗装等）とすること
- ③史跡等活用専用として必要最小限の容量とすること
- ④史跡等の景観に及ぼす影響を最小限に抑えること等

※なお、「史跡等活用専用駐車場」は、文化庁が所管する整備関連の補助対象とはしないこととする。

(『史跡等整備のてびき 2005.6』)

⑦樹木の伐採等適切な管理の実施

園路の通行の安全、天守からの眺望及び周辺地域からの景観を阻害している樹木については、伐採、剪定等適切な樹木管理を実施する。なお、管理にあたっては、継続的な取組が必要であり、その方策について検討する。

2) 史跡米子城跡の価値を的確に伝達する整備の推進

① 遺構の表現

- ・調査研究の成果に基づき、真正性を確保した適切な手法を用いて、来訪者に往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現を行う。
- ・遺構の平面表示等の整備にあたっては、事前に古絵図、文献史料等の調査研究または発掘調査を実施し、史実に基づいた整備のための十分な学術的根拠を得た上で、文化庁、鳥取県教育委員会、米子市文化財保護審議会等の指導を踏まえて実施する。
- ・歴史的建造物の復元展示等
歴史的建造物の復元展示については、調査研究の成果に基づき、適切な手法を用い、下記の基準に則って慎重に検討する。

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準

史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適當であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

（1）基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
 - イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
 - ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
 - エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
- ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

- ① 発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しつつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

（「歴史的建造物の復元と復元検討委員会の役割」文化庁記念物課史跡部門・整備部門
『月刊文化財（628号）2016.1』より）

②遺構の顕在化

- ・地表に露出した郭・堅堀・横堀・堀切等の城郭遺構の適切な保存方法や公開方法を検討し、城郭を見せる見所づくりを行う。
- ・往時の登城動線の解明を進め、現況の利用状況との整合性を取りながら動線の設定を行う。特に、大手門から主郭部に至る動線整備を進める。
- ・米子城跡の全体像を理解する上で、現在埋め立てられている内堀の表出、復旧等は必要であり、その方策について検討する。
- ・遺構の視認性の確保のために、伐採、剪定等適切な樹木管理を行う。



史跡萩城跡 外堀復元状況

③解説板の設置及び道標の整備充実

城跡の遺構を来訪者に公開するための環境整備や遺構等に関する解説を充実することにより、史跡米子城跡の価値を顕在化し、来訪者に伝達していく必要がある。

そのため、来訪者に適切な情報を提供できるよう、史跡米子城跡に関連する案内・解説等を充実させるとともに、わかりやすいサインについて検討する。

現地においてそのことが理解できる本丸、二の丸御殿跡、各郭など城跡の重要な構成要素（地表に露出している遺構や重要な箇所）に関しては、解説の対象や内容、仕様、多言語対応等を検討した上で既存の解説板の改訂も含め、計画的に解説板等の設置を行う。また、園路等に設置されている道標のあり方を様々な角度から検討し、充実を図る。

さらに、来訪者の多くは、スマートフォン等の情報端末を所持していることから、解説板から米子城ホームページへの誘導やVR（バーチャルリアリティ）の技術の活用について検討する。

なお、設置する解説板については、掘削により基礎を設置するタイプのものは最小限とし、据え置きタイプの解説板をできるだけ採用することを検討する。

④ガイダンス施設

城跡付近でのガイダンス施設の設置等により史跡米子城跡に関する総合的なガイダンス機能を高める。

なお、二の丸に移築、保存されている市指定文化財である旧小原家長屋門について、保存整備の方針が定まるまでの間、ガイダンス的な利活用も検討する。

ガイダンス施設の設置については、下記の事項に留意し検討する。

ガイダンス施設及び体験学習施設、管理・運営施設等の建築は、特に理由がある場合を除き、原則として史跡等の指定地外に建設すること。史跡等指定地の隣接地にこれらの施設を建設する場合には、施設が指定地内からの眺望景観及び史跡等整備における全体の空間構成を著しく阻害することのないよう十分注意すること。また、施設の規模及び意匠が過大にならないよう常に心掛け、史跡等の歴史的景観と調和した施設の意匠にも配慮すること。

(『史跡等整備のてびき 2005. 6』より)

⑤既存建造物等の移転

米子城跡の持つ価値を理解する上で支障をもたらす可能性のある建造物等は、遺構や史跡景観への影響、その歴史的価値、立地性、必要性の観点から検討、協議し、移転等の対応を検討する。

3) 市民、観光客などが米子城跡の存在を身近に感じる整備の推進

① 米子城跡を身近に、日常的に感じることのできる表示等の城下町各所への設置を検討する。

(「米子城外堀通り」等の通称名の表示板の設置等)

② 城下に米子城跡のビューポイントを明示した表示等を設置する。



通称名の表示例 (『外堀通り』: 東京都)



史跡金沢城跡 三の丸広場



史跡金沢城跡 三の丸広場



史跡金沢城跡 内堀



史跡金沢城跡 石川門口

第4節 運営・体制の方向性と方法

1 運営・体制の方向性

(1) 多様な関係者が相互連携できる運営・体制の構築

- 1) 史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく活用を継続して行い、十分な体制の確保を図る。
- 2) 日常の維持管理、調査研究、保存、活用、整備を着実に推進するための体制を整える。
- 3) 文化財部局だけでなく、まちづくり、観光、都市公園、環境保全など、米子城跡に関係する米子市の様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材確保等についての検討を行う。
- 4) 整備計画の段階から、行政機関のみならず、市民、地元自治会、NPO団体、専門家等の関係者が連携し、様々な取組を推進する体制の構築を検討する。

2 運営・体制の方法

(1) 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理、公開については、現在の体制を当面維持するが、運営・体制は、都市公園としての維持管理を行う建設部局と、史跡としての保存、活用、公開を行う教育委員会に分かれしており、連携が十分でない面もある。さらに、活用に関しては、観光部局等との今以上の連携が必要である。

日常的な公開における来訪者に対する応接の充実、維持管理における小規模なき損の発生に対する迅速な対応等が求められることから、関係部局との連携を図りながら維持管理、公開、保存管理を実施する体制の整備を検討する。

(2) 整備事業に関する運営・体制の整備

整備事業の推進にあたっては、適切な推進体制の確立が必要である。また、今後必ず生じてくる石垣修理等は、長期的な展望のもとに継続的に取組む必要があり、計画的に実施できる建設部局と教育委員会の一体的な組織体制を整備する必要がある。

(3) 体制整備に向けて

米子城跡の適正な保存、活用を進めていくには、「史跡保護」を最重要事項として位置付け、市民や関係機関との連携を図り、魅力ある史跡であり続けるための将来に向けた体制整備が不可欠である。体制整備の基本的な考え方を以下に示す。

1) 市における体制の確立

- ① 城跡の保存、活用、整備は、まちづくり、観光、自然環境、防災などと関連するため、関連部局間の連携を強化し、十分な検討・調整を図ることができる体制を確立し、事業の円滑な推進を図る。
- ② 城跡を適切に保存、活用していくためには、継続的な調査研究が必要であり、文化財専門職員等の人材を確保するとともに、文化財に関する研究会への参加等を通じて、職員の資質向上を図る。

2) 関係機関との連携を強化し円滑な保存・活用・整備の推進

① 史跡の保存、活用、整備は専門的な側面を有するため、専門家や有識者による検討委員会を設置し、保護の方向性や手法等を検討する。

3) 市民との連携を強化し円滑な保存・活用の推進

- ① 米子城跡では、市民、地元自治会、NPO団体、観光団体等によるボランティア活動により、城跡清掃、石垣除草、ライトアップ等が行われ、魅力発信の大きな力となっており、今後も協働して保存活用に努める必要がある。
- ② 市民、地元自治会、NPO団体、観光団体等の関係者と連携を図り、城跡に関する情報発信を様々な媒体を駆使して効果的、継続的に行う必要がある。
- ③ 効率的、継続的な活動支援のため、市民、地元自治会、NPO団体、観光団体等の関係者の組織化を検討する。



天守台石垣等の除草作業ボランティア募集のチラシ



ライトアップ機材運搬作業
ボランティア募集のチラシ



新年明けまして米子城のチラシ